

多摩・三浦丘陵ウォーキングラリーMAP

～緑深い切通をぬけて古都鎌倉から逗子の海辺を目指す～

その9

凡例

- ウォーキングラリーコース
- 市境
- スタンプ設置箇所
- バス停
- お弁当スポット
- 食堂など
- トイレ
- コンビニ
- 樹林地
- 草地
- 海・川・池・調整池
- 浜辺・砂浜
- 歴史的風土保存区域
- 自然環境保全区域
- 寺
- 神社
- 史跡
- 交番・警察署
- 学校
- ビューポイント
- おみやげスポット



コース全長:約9km 約3時間

鎌倉市役所 (スタート) → 1200m → 東勝寺跡 → 900m → 祇園山見晴台 → 1800m → 名越切通 → 1700m → 披露山公園展望台 → 600m → 逗子海岸ロードオアシス → 1700m → 逗子市役所 (ゴール)

13自治体の緑と水を繋ぐ「多摩・三浦丘陵広域連携トレイル構想図」



この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平27情使、第384号) 樹林地、草地、海・川・池・調整池は、1/25,000植生図(上図該当部分)GISデータ(環境省生物多様性センター)を加工したものである。(URL: <http://www.biodic.go.jp/trialSystem/kmldd.html>)

緑を守る取組み①

歴史的風土保存区域

どのような場所を指定しているの?

古都保存法に基づき、古都における歴史的風土※を保存するために必要な土地の区域を指定しています。

※歴史的風土とは、歴史的な建造物や遺跡と、それらを取りまく樹林地などの自然環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況のことをいいます。

どのように指定した区域を保存しているの?

鎌倉市及び逗子市の歴史上重要な文化資産とその周辺の自然環境とが指定されています。指定された区域では、建物等の新しい建設や増改築、土地の造成、木竹の伐採などの行為をする場合は、県知事への届出や許可(歴史的風土特別保存地区内)を必要としています。

緑を守る取組み②

自然環境保全地域

どのような場所を指定しているの?

都道府県条例に基づき、森林、草原、河川、海岸等の自然環境のうち、特に保全が必要な地域を指定しています。

どのように指定した地域を保全しているの?

自然環境保全地域(普通地区)では、大規模な建築物等の新築、改築、増築や、土地の形状を変えるような造成、開墾、また、水面の埋立てを行う場合、県知事への届出を必要としています。